

なぜ必要なの？

# 平成20年度から始まる 特定健診・特定保健指導

これまでの住民健診にかわり、平成20年度から始まるメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した新しい健診・保健指導では、特定健診実施後の保健指導が、非常に重要な位置付けとなっています。



## メタボリックシンドロームとは？

内臓脂肪型肥満を共通要因として高血圧、脂質異常、高血糖が引き起こされ、複数を併せ持つことで“動脈硬化”が急速に進行する状態のことです。40～74歳の日本人では男性の2人に1人、女性の5人に1人がメタボリックシンドロームとその予備群といわれています。

## 特定健診とは？

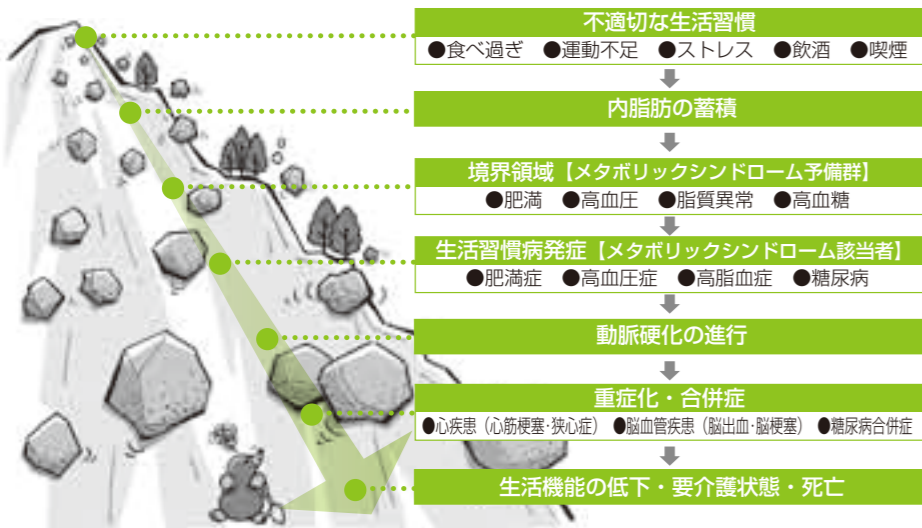
メタボリックシンドロームに着目した健診です。これまで行われていた住民健診の検査項目と大きくは変わりませんが、新たにお腹周りの測定が加わります。対象となるのは、40歳から70歳までのすべての人です。

## 特定保健指導とは？

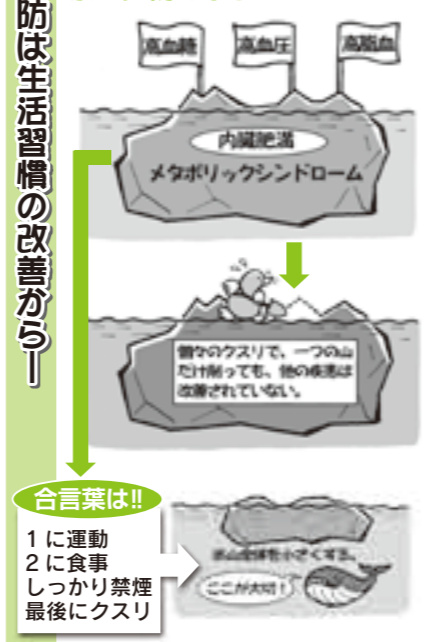
特定健診で見いだされた“指導対象者”に保健指導(生活改善と予防に向けた支援)を行います。心臓病や脳卒中など、深刻な病気にならないような身体作りが目的です。

### —キケンなのは“内臓脂肪”の蓄積—

生活習慣病はこうして進行していきます!!



### メタボリックシンドロームを 氷山に例えると…



**特定保健指導は、生活習慣改善を強力にバックアップします!!**

お問い合わせ●住民課国保年金係☎76-5405

## 生命保険料控除

保険金や共済金など、受取人のすべてを本人や親族とする生命保険料を支払うと、一般の生命保険料控除の対象となり最高5万円(町県民税3万5千円)が控除されます。また、年金の受取人を本人が配偶者のどちらかとする個人年金保険料についても、一般生命保険と同様の控除です。両方を掛けている方は最高10万円の控除となります。申告をするときは、証明書を添付してください。支払案内などでは、控除できませんので要注意です。

## 地震保険料控除

損害保険料控除が廃止され、新たに地震保険料控除が設けられました。住宅や家財など、生活資産の地震等損害保険料が対象。申告の際は、証明書を添付してください。控除額は、最高5万円(町県民税2万5千円)です。

今回から

# 知って得する 所得控除のあれこれ

所得の計算が済むと、次に所得から差し引かれる金額(所得控除額)を計算し、課税される所得金額を求めることとなります。



## 社会保険料控除

納税者本人や、納税者と生計を一にする配偶者その他の親族が負担することになっている社会保険料(国民健康保険・国民年金・共済掛金など)で、19年中に支払った、または給与から源泉徴収された社会保険の金額を控除できます。※国民年金保険料を控除する場合は、控除証明書の添付が必要になります。特別徴収(年金から天引き)されている介護保険料は、本人しか控除できませんので注意してください。

## 配偶者(特別)控除

配偶者の所得が38万円以下の場合、配偶者控除38万円(町県民税33万円)が受けられます。また、配偶者の所得が38万円を超え76万円未満の場合は、38万3千円(町県民税33万3千円)の配偶者特別控除が受けられます。

## 扶養控除

所得が38万円以下で、平成19年12月31日(年の途中で死亡した人についてはその死亡日)現在で生計を一にする親族を扶養している場合は、扶養控除38万円(町県民税33万円)が受けられます。扶養親族の年齢や障害の有無で控除額が異なりますので注意してください。

## 基礎控除

意外に見落としがちな基礎控除。納税者は一律38万円(町県民税33万円)を差し引くことができます。

## 医療費控除

本人や生計を一にする親族が病気

## 住宅ローン控除

銀行などでお金を借りて居住用家屋の新築や増改築をした方で、取得日から6カ月以内の居住や借入金の利率など、一定の要件を満たす方は、所得税の住宅ローン控除を受けることができます。初めて控除を受ける際は、必要書類が多数あります。あらかじめ、町税務課や税務署にお尋ねください。【経過措置】税源移譲によって所得税が減額となり、住宅ローン控除額が引ききれなくなる場合に、控除しきれなかった分を町県民税から控除する『町県民税の住宅ローン控除』が創設されました。ただし、対象となるのは平成11～18年までに入居した方に限られ、申告期限内に所定の用紙を提出する必要があります。詳しくは、今回お配りしたパンフレット、または広報たこ(平成19年12月号)をご覧ください。

やケガなどで多額の医療費を平成19年中に支払った場合は、医療費控除が受けられます。支払った医療費から、保険金などで補てんされた金額を引き、そこから10万円が所得の合計額の5%のいずれか少ない方の金額を引いた額が控除額となります。(限度200万円) 申告相談を受ける際は、領収書をまとめ、計算してきてください。

## 心得その三

医療費や事業経費の領収書は、あらかじめ計算しておきましょう。やっていない場合は、別の場所で計算した後に相談となります。